

東浦町週休２日制工事実施ガイドライン（土木工事） 新旧対照表

【新】	【旧】																				
東浦町週休２日制工事実施ガイドライン（土木工事） 令和７年４月１日施行 令和８年４月１日施行 <u>令和８年１０月１日改正</u> （目的） 第１条 このガイドラインは、建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境の改善、将来の担い手の確保、<u>多様な働き方の実現</u>に向けた取り組みの一つとして、東浦町が発注する建設工事のうち、週休２日制工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。 （対象工事） 第３条 東浦町が<u>発注する設計金額（税込み）200万円を超える土木工事</u>で、単価適用日が<u>令和８年10月１日</u>以降の全ての工事を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は除く。 （１）から（４）まで 略 第４条及び第５条 略 <u>削除</u>	東浦町週休２日制工事実施ガイドライン（土木工事） 令和７年４月１日施行 令和８年４月１日施行 （目的） 第１条 このガイドラインは、建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境の改善、将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして、東浦町が発注する建設工事のうち、週休２日制工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。 （対象工事） 第３条 東浦町<u>の</u>発注する土木工事で、単価適用日が<u>令和８年４月１日</u>以降の全ての工事を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は除く。 （１）から（４）まで 略 第４条及び第５条 略 <u>（週休２日制工事に要する費用の積算）</u> 第６条 このガイドラインの、週休２日対象工事の費用の積算における経費の補正係数については、次のとおりとする。 （１）発注者は当初設計において、補正係数表の「完全週休２日（土日）」の補正係数を適用する。 （２）「完全週休２日（土日）」が達成できない場合、現場閉所状況に応じて以下の補正係数に変更する。 （３）現場作業を伴わない工場製作にかかる費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としない。 補正係数表 <table><tr><th><u>現場閉所状況の適用区分</u></th><th><u>完全週休２日（土日）※</u></th><th><u>月単位の週休２日（４週８休以上）</u></th><th><u>通期の週休２日以上（補正無し）</u></th><th><u>通期の週休２日未満（補正無し）</u></th></tr><tr><td>労務費</td><td><u>1.02</u></td><td><u>1.02</u></td><td><u>1.00</u></td><td><u>1.00</u></td></tr><tr><td>共通仮設費率</td><td><u>1.02</u></td><td><u>1.01</u></td><td><u>1.00</u></td><td><u>1.00</u></td></tr><tr><td>現場管理費率</td><td><u>1.03</u></td><td><u>1.02</u></td><td><u>1.00</u></td><td><u>1.00</u></td></tr></table> ※当初設計時適用補正係数 （４）土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙１による （５）土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別紙２による （６）下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙３による	<u>現場閉所状況の適用区分</u>	<u>完全週休２日（土日）※</u>	<u>月単位の週休２日（４週８休以上）</u>	<u>通期の週休２日以上（補正無し）</u>	<u>通期の週休２日未満（補正無し）</u>	労務費	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	共通仮設費率	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	現場管理費率	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
<u>現場閉所状況の適用区分</u>	<u>完全週休２日（土日）※</u>	<u>月単位の週休２日（４週８休以上）</u>	<u>通期の週休２日以上（補正無し）</u>	<u>通期の週休２日未満（補正無し）</u>																	
労務費	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>																	
共通仮設費率	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>																	
現場管理費率	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>																	

(取組内容) <u>第6条</u> 取組内容は、次のとおりとする (1) 及び(2) 略 (3) 対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、<u>実施する週休2日の形式を記載するものとする。</u> (4) 対象工事の受注者は、<u>工事完成日</u>までに<u>実施結果表（様式2）を作成し、</u>提出するものとする。 <u>削除</u> <u>(5)</u> 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。 <u>削除</u> (工事成績評定) <u>第7条</u> 略 (取組証の発行) <u>第8条</u> 取組証は総合評価において取組実績を証明するものとなる。受注者が取組証の発行を希望する場合は、工事完成日までに<u>監督員に申し出ること。あわせて週休2日の実施結果を確認できる資料（現場閉所日及び非対称期間を明示）を提出すること。その場合、</u>発注者は、<u>完成検査後、</u>受注者<u>に対して</u>検査結果通知書に添えて、「週休2日制工事取組証」（様式第1）を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1,000万円未満の工事については、取組証<u>を</u>発行しない。 附 則 このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。 附 則 このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>このガイドラインは、令和8年10月1日から施行する。</u> 様式第1 週休2日制工事取組証 略	(取組内容) <u>第7条</u> 取組内容は、次のとおりとする (1) 及び(2) 略 (3) 対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、<u>現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所計画表を添付し提出する。</u> (4) 対象工事の受注者は、<u>毎月5日までに工事打合簿により実施結果（現場閉所日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。</u> (5) 受注者は<u>完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日若しくは通期の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。</u> (6) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。 (7) 対象工事の受注者は、<u>完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日若しくは通期の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。</u> (工事成績評定) <u>第8条</u> 略 (取組証の発行) <u>第9条</u> 取組証は総合評価において取組実績を証明するものとなる。<u>前条の規定により工事成績評定において評価した場合で、</u>受注者が取組証の発行を希望する場合は、<u>受注者は、</u>工事完成日までに申し出る<u>ものとする。</u>発注者は、受注者<u>から取組証の発行の申し出があった場合は、</u><u>完成検査後、</u>検査結果通知書に添えて、週休2日制工事取組証（様式第1）を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1,000万円未満の工事については、<u>工事成績評定において評価した場合でも取組証は</u>発行しない。 附 則 このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。 附 則 このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。 様式第1 週休2日制工事取組証 略
---	---

様式第 2

実施結果表について

工事名	当初契約日	工期（最終変更）			工事完成日	週休 2 日実績				未達成	備考（週休 2 日その他の内容、未達成の理由等）
		工期開始	～	工期末		完全週休 2 日（土日）	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日	その他		
【記載例】 舗装道修繕工事 （週休 2 日）	R8.11. 1	R8.11. .15	～	R9.3 .15	R9.3 .1					○	〇〇のため
			～								

・工事完成日までに作成のうえ提出してください。記載内容については、「記載内容」シートを参照してください。

・達成した「週休 2 日実績」に「○」をつけてください。「その他」又は、「未達成」の場合は、備考欄に記載してください。

・本様式提出時には、週休 2 日の実施結果を確認できる資料（現場閉所日及び非対称期間を明示）の添付は不要です。

※

※取組証の発行を希望する場合は、工事完成日までに監督員に申し出るとともに、週休 2 日の実施結果を確認できる資料（現場閉所日及び非対称期間を明示）を提出してください。

新設

